

緊急時要援護者登録制度について（改正）

平成21年に制定いたしました「緊急時要援護者登録制度」を令和3年4月1日より「緊急時要配慮者登録制度」へと改正いたします。

これは、国が示している用語の統一を図るものであり、火災や救急事案等発生時に迅速な消防活動を行うことを目的とする本制度の主旨の変更はありません。

また、すでに「緊急時要援護者登録制度」にご登録頂いている方については、「緊急時要配慮者登録制度」に自動的に移行し反映いたしますので、再申請の手続きは必要ありません。

ご不明な点がございましたら消防本部指揮指令課へご連絡ください。

消防本部指揮指令課 TEL：0476-46-9981